

裁判官	
認 印	

和 解 調 書	
事 件 の 表 示	平成20年(ネ)第2839号
期 日	平成21年8月3日午後2時00分
場 所	東京高等裁判所第16民事部和解室
受 命 裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	黒 津 英 明 森 脇 敏 彦
出頭した当事者等	控 訴 人 烏 賀 陽 弘 道 控 訴 人 代 理 人 飯 田 陽 正 剛 同 日 隅 一 雄 同 小 川 浪 雅 秀 健 二 被 控 訴 人 代 理 人 笹 島 村 秀 健 一 同 中 高 村 秀 健 一 同 高 村 秀 健 一 利 害 関 係 人 株 式 会 社 サ イ ゾ ー 代 表 者 兼 利 害 関 係 人 揖 斐 憲
手 続 の 要 領 等	
当事者及び利害関係人ら間に次のとおり和解成立	
第1 当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
第2 請求の表示	請求の趣旨及び原因(事案の概要)は、原判決(東京地方裁判所平成18年(ワ)第25832号事件・平成19年(ワ)第2665号事件)記載のとおり
第3 和解条項	別紙和解条項記載のとおり
	裁判所書記官 森 脇 敏 彦

当事者目録

東京都大田区蒲田本町2-24-7-301

控訴人	烏賀陽弘道
同訴訟代理人弁護士	飯田正剛
同	日隅一雄
同	小川朗

東京都港区六本木六丁目8番10号

被控訴人	オリコン株式会社
同代表者代表取締役	小池恒
同訴訟代理人弁護士	赤井文彌
同	笹浪恒弘
同	笹浪雅義
同	中島秀二
同	高村健一

東京都渋谷区道玄坂一丁目22番7号

利害関係人	株式会社サイゾー
同代表者代表取締役	揖斐憲

(以下「利害関係人サイゾー」という。)

神奈川県川崎市高津区諏訪三丁目11番24号

アイリスガーデンII301

利害関係人	揖斐憲
-------	-----

(以下「利害関係人揖斐」という。)

## 和解条項

1 利害関係人サイゾーは、本件記事中の控訴人のコメント部分（以下「本件コメント」という。）を契機とする訴訟の解決のために、控訴人及び被控訴人に対し、以下の提案を行い、控訴人及び被控訴人はこれを受諾して、以下のとおり合意した。

(1) 利害関係人サイゾーは、控訴人に対し、本件コメントが不正確なものであり、かつ、控訴人の了解を得ないまま掲載したことを謝罪する。

(2) 利害関係人サイゾーは、被控訴人に対し、本件記事により、被控訴人が発表する音楽ヒットチャートの信頼性について、読者に誤解を与えたことを謝罪する。

(3) 利害関係人サイゾーは、控訴人に対し、本件記事による損害賠償金として500万円の支払義務があることを確認する。利害関係人揖斐は、利害関係人サイゾーの同義務を連帯保証する。

(4) 利害関係人サイゾーは、控訴人に対し、上記(3)の金員を次のとおり分割して、控訴人指定口座に送金して支払う。利害関係人揖斐は、控訴人に対し、利害関係人サイゾーと連帯して同金員を支払う。

ア 280万円について、平成21年8月末日限り140万円、同年9月及び10月各末日限り70万円ずつ

イ 220万円について、平成21年11月から同23年8月まで毎月末日限り10万円ずつ

ウ 以上の分割金について2回以上遅滞が生じたときは期限の利益を喪失し、利害関係人両名は、連帯して、残元本及びこれに対する期限の利益喪失日の翌日以降支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

- 2 控訴人及び被控訴人は、利害関係人サイゾーが本件の解決のために行った第1項の提案を受諾し、以下のとおり表明する。
  - (1)ア 被控訴人は本訴請求を放棄する。
    - イ 控訴人は反訴請求を放棄する。
  - (2) 被控訴人及び控訴人は、今後本和解の公表等に当たっては、本件和解の趣旨及び経緯を踏まえた対応をするよう努めるものとする。
- 3 控訴人及び被控訴人は、本和解の成立により、株式会社インフォバーンとの間においても本件記事に関する紛争が解決したものであることを相互に確認する。
- 4 控訴人、被控訴人及び利害関係人サイゾーは、控訴人、被控訴人及び利害関係人サイゾーの三者相互間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用及び和解費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。

以 上

これは正本である。

平成21年8月6日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 森 脇 敏

